

「成年年齢下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」工程表

項目番号	項目名	施策内容	担当府省庁	現在までの取組	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
<b>若年者の消費者教育・消費者保護について</b>								
1	若年者への消費者教育に関する関係府省庁間の連携の推進	「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」の推進	消費者庁 文部科学省 法務省 金融庁	実践的な消費者教育の実施を効果的に推進するため、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」(4府省庁関係局長連絡会議決定)に基づき、関係府省庁が緊密に連携して各種取組(下掲2ないし10など)を推進[2018年度から2020年度までが集中強化期間]	実践的な消費者教育の実施を効果的に推進するため、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」(4府省庁関係局長連絡会議決定)に基づき、関係府省庁が緊密に連携して各種取組(下掲2ないし10など)を推進[2018年度から2020年度までが集中強化期間]			左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
2		学習指導要領の徹底	文部科学省	学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、社会科や家庭科を中心に各教科等において充実した消費者教育を推進するほか、法教育、金融経済教育等も充実。	学習指導要領の周知・徹底			
3		消費者教育教材の開発、手法の高度化	消費者庁 文部科学省 法務省 金融庁	消費者庁で平成28年度に高校生向け教材を作成。平成29年度は、徳島県の全高校で教材を活用した授業を実施。	実践的な能力を身に付ける教材「社会への扉」を活用した授業の実施の推進等  (目標:2020年度には全ての都道府県で全高校で実施)			左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
4	高等学校等における消費者教育の推進	実務経験者の学校教育現場での活用	消費者庁 文部科学省 金融庁	「学校における消費者教育の充実について」(平成28年4月28日消費者教育推進会議提案)等を踏まえ、消費者教育の推進に関する基本方針の変更において、消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた支援を行うことを記載。	消費者教育コーディネーターの育成・配置等による実務経験者の学校教育現場での活用の推進  (目標:2020年度には全ての都道府県で消費者教育コーディネーターを配置)			左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
5		教員の養成・研修	消費者庁 文部科学省	若年者の消費者教育分科会において、大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育に関する取組について検討中(平成30年6月取りまとめ予定)。	若年者の消費者教育分科会において取りまとめ	消費者教育推進会議における審議を踏まえ、取組を推進		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
6		大学、専門学校等と消費生活センターとの連携、消費者被害防止に関する情報提供、取組の普及啓発等を行う	消費者庁 文部科学省	大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携等による被害事例に関する情報共有を実施。	学生に対するガイダンス等での指導・啓発を推進  目標:全ての大学で指導・啓発を実施  (目標:2020年には全ての大学で指導・啓発を実施)			左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
7	大学等における消費者教育の推進	大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施する	消費者庁	大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施。	大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携のための体制整備に関する支援の方策を検討、実施し、出前講座等の推進を図る			左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
8		大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及	金融庁	大学において、金融関係団体と連携し、金融リテラシーに関する講義を実施。	金融関係団体(金融広報中央委員会等)と連携して、安定的な資産形成等に資する金融教育のための教材の作成など、必要な施策を推進。			左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
9		消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置	消費者庁	「消費者教育推進計画」は47都道府県、16政令市で策定済。「消費者教育推進地域協議会」は46都道府県、18政令市で設置済。	消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置  (目標:全ての都道府県・政令指定都市で策定・設置)			左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
10	消費者教育の推進に係るその他の取組	大学等及び社会教育における消費者教育の指針の見直し	文部科学省	平成22年作成の「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」について、現在文部科学省の消費者教育推進委員会において、同指針の見直しを実施中。(平成30年6月取りまとめ予定)	消費者教育推進委員会において見直し、改訂	大学等及び教育委員会へ周知		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
11	消費者保護施策の検討	若年者の消費者被害の状況等の把握、これを踏まえた対応	消費者庁	・第196回通常国会(平成30年1月～)に、消費者契約法の一部を改正する法律案(社会生活上の経験不足を不当に利用した勧誘行為に対する取消権の追加など)を提出。(3月2日) ・有識者による「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」を開催し、消費者被害に遭う要因等について、主に心理的観点から調査・分析を実施中。	若年者の消費者被害の状況等の把握、これを踏まえた対応			
<b>与信審査について</b>								
12	貸金業における貸付・信用供与の健全性確保	若年者に対する返済能力の調査を一層適切に行う取組を推進	金融庁	貸金業者による自主的な取組として、以下の取組を実施。 ・若年者の利用限度額を低く設定している例あり ・年収証明の提出義務がない場合であっても、在籍確認などにより、返済能力を調査 ・詐欺被害防止の取組(HP、自動契約機画面、リーフレットなどで啓発。オペレーターから注意喚起)	若年者に対する返済能力の調査をより一層適切に行う事業者の自主的な取組を推進			
13	クレジット取引における信用供与の健全性確保	若年者に対する支払可能見込額の調査を一層適切に行う取組を推進	経済産業省	制度として支払可能見込み額の調査を実施するとともに、クレジット業界により自主的な以下の取組を実施。 ・クレジット教育支援活動の強化(全国400の高校に教材を無料配布、教員向けの勉強会、教育機関への講師派遣等) ・消費者への理解促進活動の促進(大学780校にパンフレット配布、啓発キャンペーンの実施等) ・未成年者からクレジット契約の申込を受ける場合、当該未成年者の親権者に同意を得ることを求める	若年者に対する支払可能見込額の調査を通じた過剰与信防止措置を適切に行うとともに、普及啓発活動を通じてより一層消費者被害対策を推進			

「成年年齢下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」工程表

項目番号	項目名	施策内容	担当府省庁	現在までの取組	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
<b>若年者自立支援について</b>								
14		将来の在り方・生き方を主体的に考えられるキャリア教育推進事業	文部科学省	小学校からの企業体験や中学校の職場体験活動、高等学校におけるインターンシップの促進など、発達段階に応じた体系的なキャリア教育を推進	成年年齢の引下げに伴う状況変化を踏まえつつ、学校におけるキャリア教育を推進			
15	キャリア形成支援	ニート・フリーター等の若者の社会的・経済的自立に向けた支援	厚生労働省	・地域若者サポートステーション・わかものハローワーク等において、就職実現に向け課題を抱える若者に対するきめ細かな就労支援等を実施。 ・ひきこもり地域支援センター等において若者を含むひきこもりの方に対する相談支援、関係機関と連携した訪問支援を実施	引き続き、これらの施策を推進し、子ども・若者のキャリア形成を支援			
16	学生アルバイトの労働条件確保対策、労働法に関する教育、周知啓発	学生アルバイトの労働条件確保対策	厚生労働省	・「労働条件相談ほっとライン」を設置し、夜間・休日の相談を受け付けている。 ・「労働条件相談ポータルサイト」の運営を通じて、労働基準関係法令や事案に応じた相談先等の情報提供を行っている。	引き続き、「労働条件ポータルサイト」の内容を充実し、周知するとともに、「労働条件ほっとライン」の周知に取り組む。			
17		労働法に関する教育、周知啓発	厚生労働省 文部科学省	若い世代の働く方を対象とした、労働法制についての分かりやすいハンドブックの作成や大学・高校等に対する講義の実施等による労働法の基礎的な知識の周知	引き続き、労働法の基礎的な知識の周知の推進			
18		子ども・若者育成支援推進法を踏まえた、地方公共団体における「子ども・若者地域協議会」・「子ども・若者総合相談センター」の設置の推進	内閣府	地方公共団体における「子ども・若者地域協議会」・「子ども・若者総合相談センター」の設置を推進。	地方公共団体における「子ども・若者地域協議会」・「子ども・若者総合相談センター」の設置を引き続き推進。			
19		スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの配置拡充	文部科学省	平成28年度実績では、スクールカウンセラーを22036校に、スクールソーシャルワーカーを実人数で1780人配置し、児童生徒との心のケアや、児童生徒を取り巻く様々な環境に働き掛けるなどして教育相談体制の充実を図っている。	スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの配置拡充に向けた取組を実施。	スクールカウンセラーを全公立小中学校(27500校)に、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校校区(約1万人)配置する予定	スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの配置拡充に向けた取組を引き続き実施。	
20	困難を有する子供・若者への支援の推進	家庭教育支援	文部科学省	地域人材を中心とした家庭教育支援チームなどによる、身近な地域における家庭教育に関する学習機会の提供や保護者への相談対応、課題を抱えた保護者に対する訪問型家庭教育支援などを推進。	引き続き、関係省庁と連携しながら、家庭教育支援に関する取組を推進			
21		ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもへの支援	厚生労働省	・子どもの居場所づくりなどの子育て・生活支援、学習支援などの総合的なひとり親家庭支援を実施 ・生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を実施	引き続き、これらの施策を推進し、困難を有する子ども・若者の自立を支援			
22		社会的養護における家庭教育の推進及び自立支援	厚生労働省	・特別養子縁組や里親等の家庭養育を推進 ・児童養護施設入所児童等に対する学習支援などを実施 ・児童養護施設等を退所した児童等を対象に、必要に応じて、22歳の年度末までの間、日常生活上の援助や生活指導、就業支援などを行う社会的養護自立支援事業や児童自立生活支援事業(自立援助ホーム)を実施	引き続き、これらの施策を推進し、困難を有する子ども・若者の自立を支援			
23	社会形成への参画支援	主権者教育	総務省 文部科学省	全ての高校生等に副教材を作成・配布するほか、大学等の入学時におけるオリエンテーション等を通じた学生への啓発活動等の実施により、主権者教育の充実を図っている。	引き続き、発達段階に応じた主権者教育が実施されるよう取り組む。			
24		法教育	法務省 文部科学省	社会生活における法やきまりの意義等を身に付けることができるよう、学習指導要領の趣旨の周知(上掲2)のほか、副教材の作成や出前授業等を実施。	引き続き、発達段階に応じた法教育が実施されるよう取り組む。			
<b>改正民法の周知活動について</b>								
25		国民への浸透度等を調査	法務省		浸透度等の調査	左記の結果や各施策の実施状況を踏まえ、更なる調査の実施を検討		
26	改正民法の周知活動について	若年者との意見交換の実施	法務省 他関係府省庁		若年者との意見交換の実施		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
27		適切な周知活動の実施	法務省 他関係府省庁		上記の結果を生かした周知・広報及び消費者教育をはじめとした各施策等への活用			
<b>成人式の時期や在り方等について</b>								
28	成人式の時期や在り方等について	成人式の時期や在り方等について関係者との意見交換、取りまとめた情報の発信	内閣府 文部科学省 他関係府省庁		関係者との意見交換を行い、関係者の意見や各自自治体の検討状況を取りまとめ		取りまとめた情報について、各自自治体に発信	